

タイトル	災害時における車両貸渡に関する協定締結
------	---------------------

いつ 実施日時・工期	令和元年10月4日（金） 午前11時
どこで 会場・開催地等	和光市役所3階 応接室
だれが 主催者・関係者	埼玉レンタカー協会と和光市
なにを 事業内容など	市内における災害発生時またはその恐れがある場合、和光市は埼玉レンタカー協会に、協会の会員が所有する車両の情報の提供を要請することができ、同協会は速やかに会員から情報を収集し、市に報告する。市はこれをもとに、車両貸渡を受ける会員を特定する。
なぜ 目的・理由	災害発生後又は発生する恐れのある場合において、車両の不足分を補うため。 埼玉レンタカー協会と協定を締結することで、各会員が所有する情報を一括で入手することができ、又、市が保有していない特殊な車両を効率的に検索できることが期待できる。
どうした 経緯・経過	他県のある被災自治体から、災害発生後の活動に多くの車両が必要だと痛感した経験談と、これをもとに車両を調達する協定を締結した話を聞く機会があった。 和光市でも同様の事態が起こりうることから、同様の協定を締結する必要があると考え、市から埼玉県レンタカー協会に

	<p>協定締結の打診を行ったところ快諾を得ることができ、協定締結の運びとなった。</p>
金 額	<p>市は有償で車両貸渡を受ける。</p> <p>なお、金額は災害発生の直前に会員が運輸支局に届出ている貸渡約款及び料金表を基準として決定する。</p>
そ の 他	<p>これまで埼玉レンタカー協会は、埼玉県警と協定を締結していたが、県内自治体では和光市が初の協定締結事例となる。</p> <p>県内では先進的な防災行政の取り組みと言える。</p>
問い合わせ先 担 当 課	<p>課 名 危機管理室</p> <p>氏 名 喜古 隆広</p> <p>電 話 048-424-9097</p>